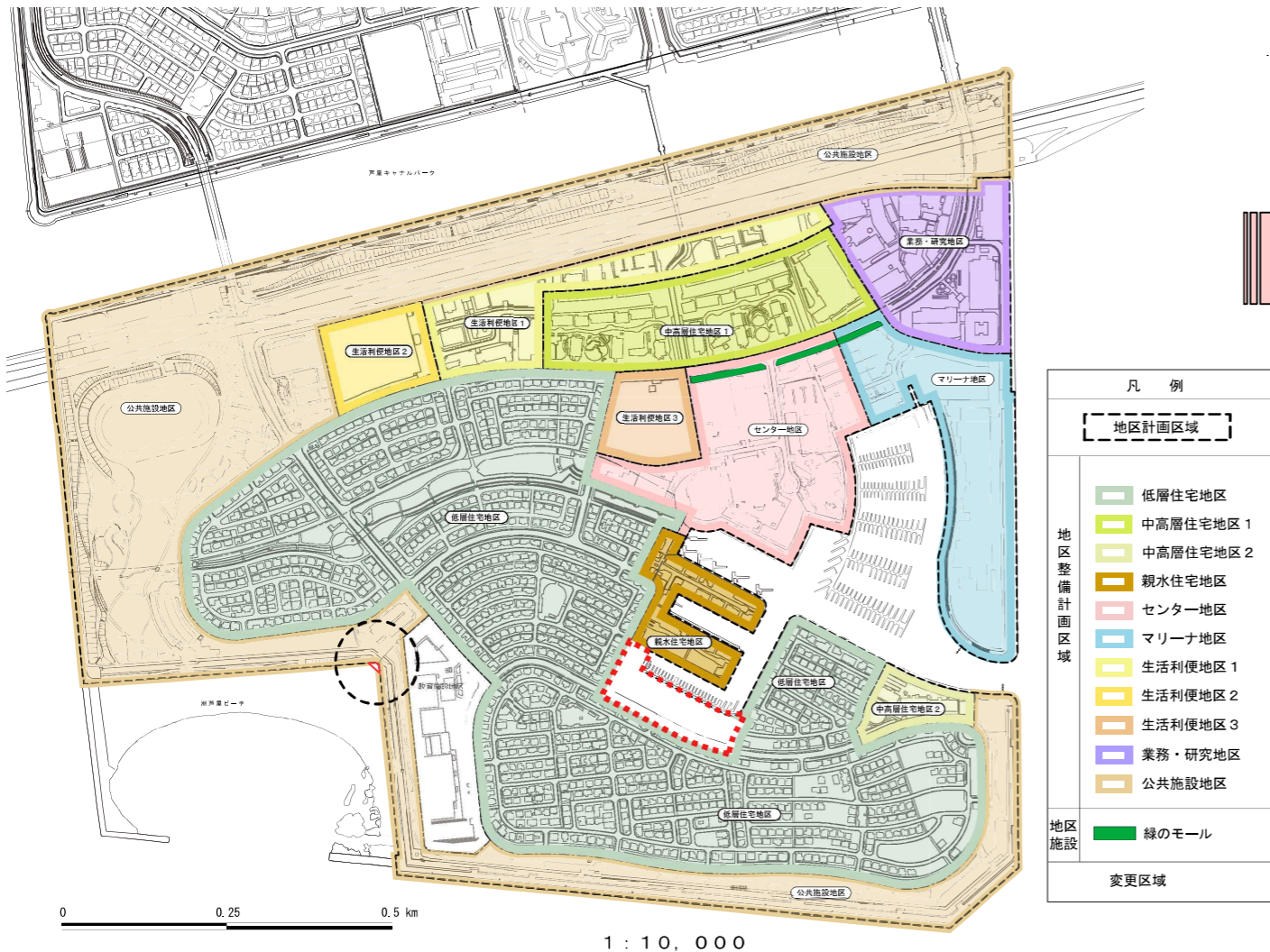


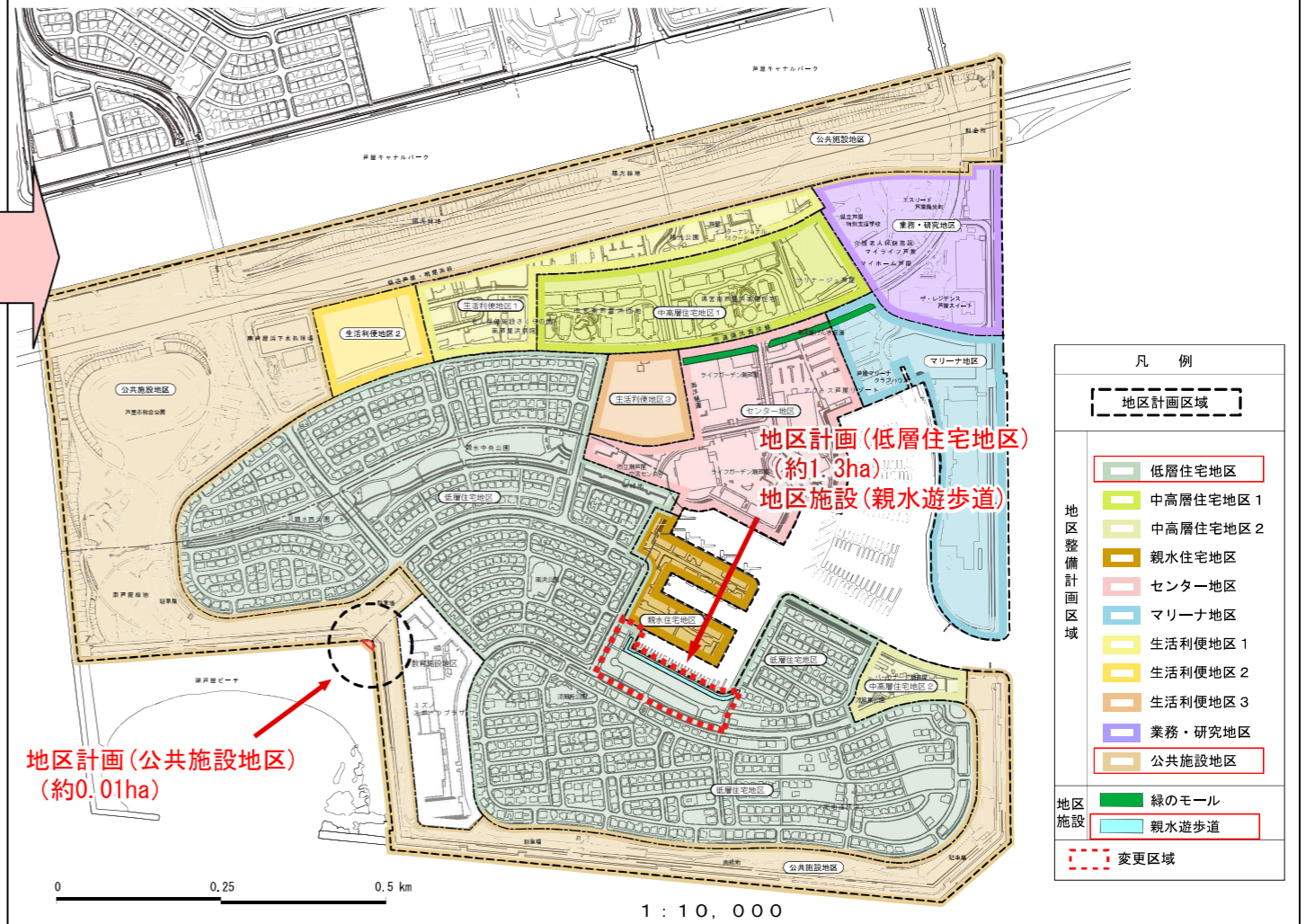
地区整備計画区域 変更前後比較図

変更前			変更後		
区域名	区域面積	備考	区域名	区域面積	備考
低層住宅地区	約43.2ha		低層住宅地区	約44.5ha	区域拡大/地区施設「親水遊歩道」を含む
中高層住宅地区1	約6.5ha		中高層住宅地区1	約6.5ha	
中高層住宅地区2	約1.2ha		中高層住宅地区2	約1.2ha	
親水住宅地区	約2.4ha		親水住宅地区	約2.4ha	
センター地区	約7.8ha		センター地区	約7.8ha	
マリーナ地区	約6.8ha		マリーナ地区	約6.8ha	
生活利便地区1	約3.3ha		生活利便地区1	約3.3ha	
生活利便地区2	約2.0ha		生活利便地区2	約2.0ha	
生活利便地区3	約1.8ha		生活利便地区3	約1.8ha	
業務・研究地区	約4.7ha		業務・研究地区	約4.7ha	
公共施設地区	約39.6ha		公共施設地区	約39.6ha	区域拡大したが、面積は変わらない(約0.01ha増)
合計	約119.3ha		合計	約120.6ha	

《地区整備計画区域図 変更前》



《地区整備計画区域図 変更後》



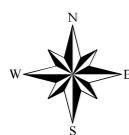
(参考) 地区計画 変更箇所図			
縮尺	1/5,000	方位	↑
		変更区域	



【地区整備計画】  
指定なし→公共施設地区(0.01ha)

【地区施設】  
指定なし→親水遊歩道

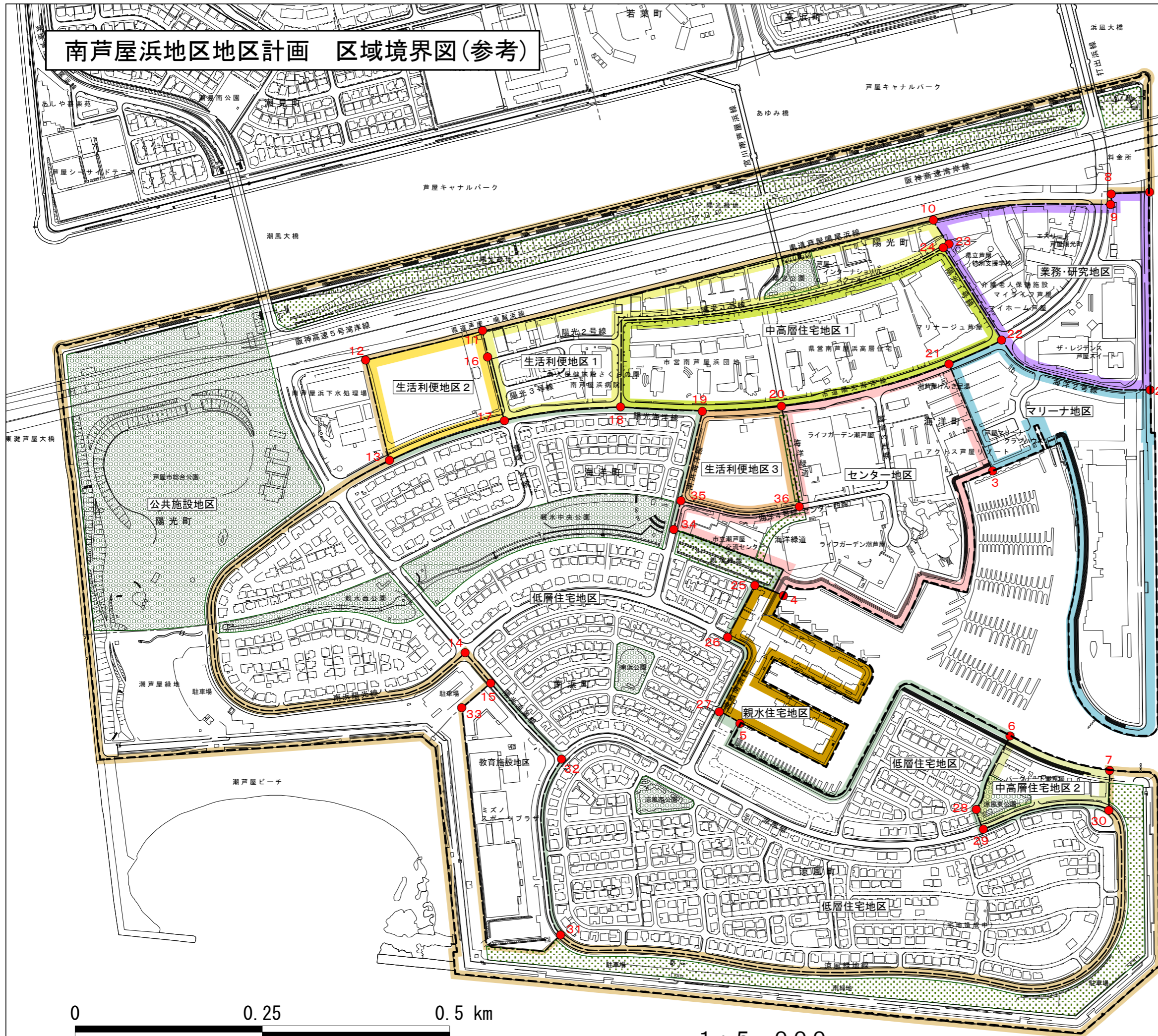
【地区整備計画】  
指定なし→低層住宅地区(1.3ha)



1:5,000



# 南芦屋浜地区地区計画 区域境界図(参考)



凡 例	
[---]	地区計画区域
[---]	地区整備計画境界
●	ポイント位置
[---]	都市計画公園
[---]	都市計画緑地

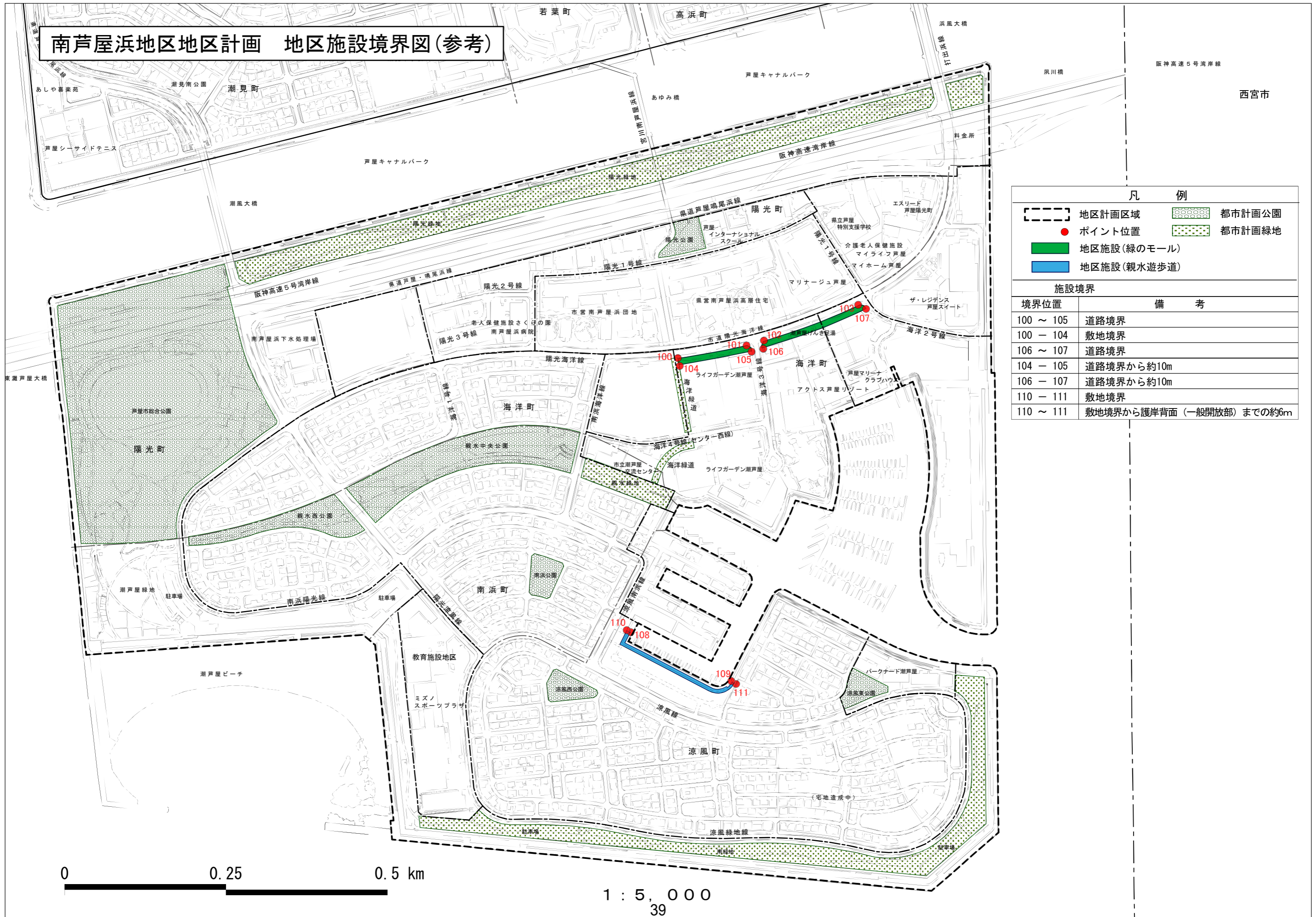
  

区域境界	
境界位置	備 考
1～7	護岸端
7-1	護岸端
1-8	町界
8-9	道路境界
9-12	道路境界
12-13	敷地境界
11-16	敷地境界
16-17	道路境界
13-22	道路中心
10-23	道路境界(日光1号線)の見通し線
23-24	道路中心(日光1号線)の見通し線
24-18	道路中心
24-22	道路中心
22-2	道路中心と護岸端までの見通し線
13-15	道路中心
15-29	道路中心
15-33	町界
33-31	敷地境界
19-34	道路中心
34-25	敷地境界
25-4	敷地境界と護岸端の見通し線
25-26	道路境界と敷地境界と見通し線
26-27	道路中心
27-5	護岸端の見通し線
6-28	道路境界と護岸端までの見通し線
28-29	敷地境界と道路中心までの見通し線
30-7	敷地境界と護岸端までの見通し線
21-3	敷地境界と護岸端までの見通し線
20-36	緑道中心と道路中心までの見通し線
36-35	道路中心

0 0.25 0.5 km

1 : 5, 000

# 南芦屋浜地区地区計画 地区施設境界図(参考)



施設境界	
境界位置	備考
100 ~ 105	道路境界
100 - 104	敷地境界
106 ~ 107	道路境界
104 - 105	道路境界から約10m
106 - 107	道路境界から約10m
110 - 111	敷地境界
110 ~ 111	敷地境界から護岸背面(一般開放部)までの約6m

都 計 第 2597号

令和7年12月2日

芦屋市

上記代表者 芦屋市長 高 島 峻 輔 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)  
南芦屋浜地区地区計画の変更について (回答)

令和7年11月21日付け芦都政第1071号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、同法第14条第1項に規定する図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所に変更を行った旨通知願います。

[担当]

まちづくり部都市計画課

土地利用班 中林、原田

電話 078-362-3588

## 縦覧結果と意見書提出状況

### 1 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画の変更（芦屋市決定） 都市計画南芦屋浜地区地区計画の変更

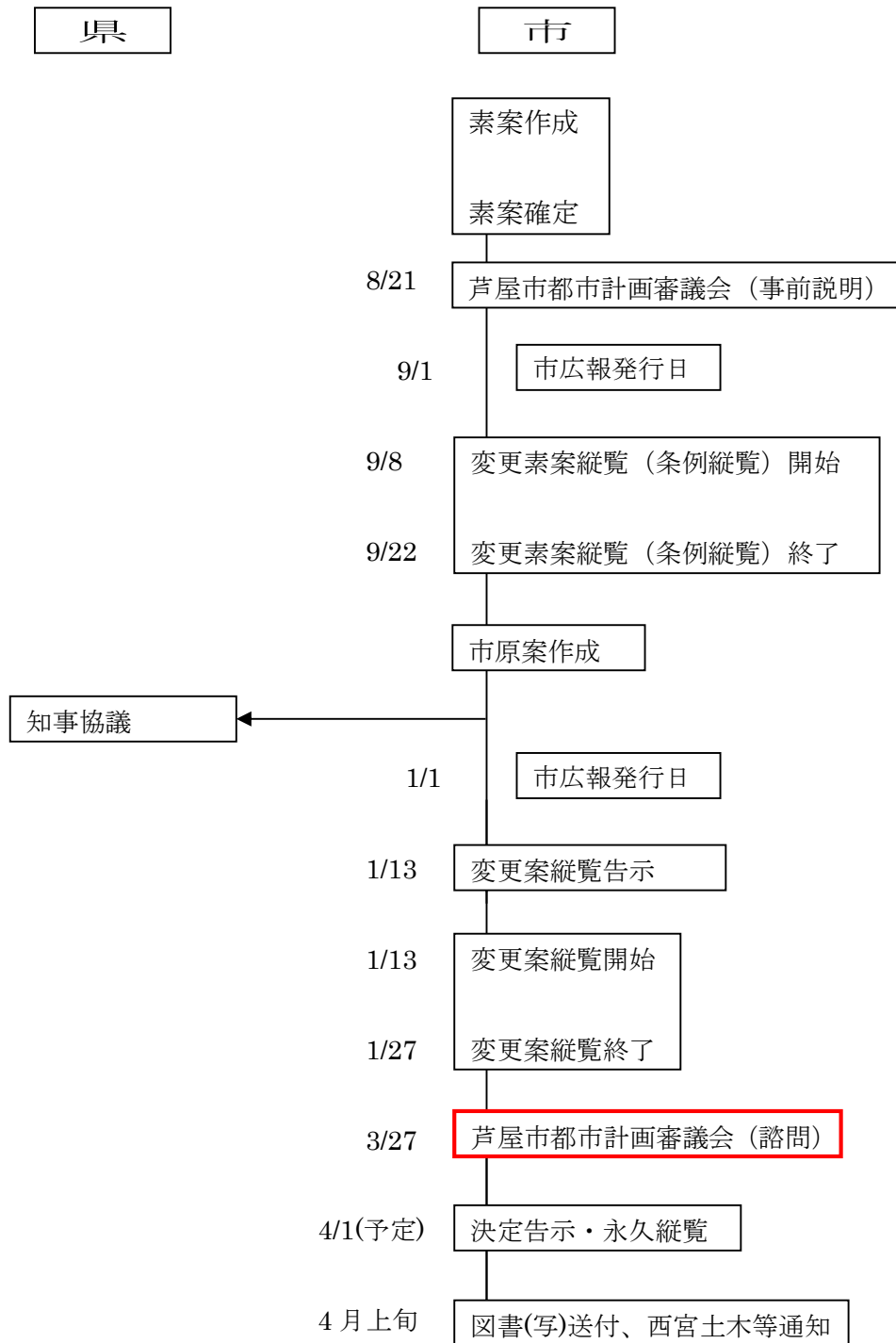
#### 1) 地区計画等の案の作成手続きに関する条例による案の縦覧

縦覧期間	令和7年9月8日(月)から令和7年9月22日(月)まで
縦覧場所	都市政策部都市戦略室都市政策課
縦覧者数	なし
意見書数	なし

#### 2) 都市計画法第17条第1項の規定による案の縦覧

縦覧期間	令和8年1月13日(火)から令和8年1月27日(火)まで
縦覧場所	都市政策部都市戦略室都市政策課
縦覧者数	なし
意見書数	なし

(参考)  
スケジュール表



(白紙ページ)